

章	1 道路交通の安全	大 阪 府
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	
<p>[方針・重点等]</p> <p>交通安全協会等交通安全活動を目的とする関係団体については、積極的に指導・助言及び交通安全活動に必要な資料の提供を行い、その自主的な活動を促進する。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>民間活動支援団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「交通事故をなくす運動」推進本部 ・ 大阪府自動車交通事故防止実行会 <ul style="list-style-type: none"> ※ (一社)大阪府トラック協会による「トラックドライバーコンテスト」等 ・ 大阪府母と子の交通安全クラブ連合会 <ul style="list-style-type: none"> ※ 交通安全母親活動指導者研修会・三世代交流みんなの安全教室 		

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	1 交通安全思想の普及徹底	
項目	(4) 府民の参加・協働の推進	
<p>[方針・重点等]</p> <p>交通の安全は、府民の安全意識により支えられており、交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。そこで、行政、民間団体、企業等と府民が連携を密にし、府民の参加・協働を積極的に進め、それぞれの地域における実情に即した身近な活動として、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成するなど、安全で良好なコミュニティ形成を図り、地域に根ざした交通安全対策を推進する。</p>		